

令和5年度 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議
(第1回) 議事要旨

1. 日 時

令和6年3月21日(木) 15:30~18:00

2. 場 所

オンライン会議(事務局:環境省及び株式会社プレック研究所会議室)

3. 出席者(敬称略)

(検討委員)

<保全>

| | | |
|-------|------------------|------------------------------------|
| 石井 信夫 | 東京女子大学 | 名誉教授 |
| 石井 実 | 大阪府立大学 | 名誉教授、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長 |
| 勢一 智子 | 西南学院大学法学部法律学科 | 教授 |
| 中村 太士 | 北海道大学大学院農学研究院 | 教授 (欠席) |
| 堀 秀正 | 公益社団法人日本動物園水族館協会 | 生物多様性委員会保全戦略部長 |
| 森本 淳子 | 北海道大学大学院農学研究院 | 准教授 (欠席) |
| 遊川 知久 | 公益社団法人日本植物園協会 | 植物多様性保全委員会 委員長、国立科学博物館筑波実験植物園植物研究部 |
| 吉田 正人 | 筑波大学人間総合科学学術院 | 世界遺産学学位プログラム 教授 |

<流通>

| | | |
|--------|------------------|------------------------------|
| 生貝 直人 | 一橋大学大学院法学研究科 | ビジネスロー専攻 教授 |
| 石井 信夫 | 東京女子大学 | 名誉教授 |
| 金子 与止男 | 元岩手県立大学総合政策学部 | 教授 |
| 寺田 佐恵子 | 玉川大学リベラルアーツ学部 | 講師 |
| 西野 亮子 | WWF ジャパン | 野生生物グループ長、TRAFFIC プログラムオフィサー |
| 野田 英樹 | 帝京科学大学生命環境学部 | アニマルサイエンス学科 准教授 |
| 三輪 恭嗣 | 日本エキゾチック動物医療センター | 院長、日本獣医エキゾチック動物学会 会長 |

(環境省)

中澤野生生物課課長、守分野生生物課課長補佐、田邊野生生物課課長補佐、尾崎野

生生物課野生生物専門官、城戸野生生物課オンライン取引監視専門官、野田自然環境局野生生物課条約法令係、河野希少種保全推進室室長、谷垣希少種保全推進室室長補佐、福島希少種保全推進室室長補佐、鴛海希少種保全推進室室長補佐、早瀬野生生物課希少種保全推進室指定検討第一係長、皆藤野生生物課希少種保全推進室指定検討第二係長、島田野生生物課希少種保全推進室専門員

(事務局 (株式会社プレック研究所))
橋口、村田、佐々木、矢部

4. 議事概要

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議の設置と検討の進め方について

環境省から資料 1-1、1-2 に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議の設置と検討の進め方について説明（環境省谷垣）。

2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に係る現状について

環境省から資料 2 に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に係る現状、法律の概要と過去の改正経緯等について説明（環境省田邊）。

【保全】

環境省から資料 3-1 に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の
前回、前々回改正以降の特に国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業等保全に関する
施行状況の概要、想定される課題認識や論点について説明（環境省谷垣）。

（意見）

石井実委員

・保全上対応しなければならないターゲットはそれぞれの種の地域個体群ということになるはずである。昆虫等の場合は国内希少野生動植物種の指定種が増加すればそれらの種の地域個体群は指数関数的に増えているはずなので、予算が直線的に増えたところで保護増殖事業を進めていくにしてもマンパワー、予算的に対応しきれないのは当然であろう。一方で現在自然共生サイトに関わる制度検討が進んでおり、そこでは様々な民間団体等が自主的な取り組みの中で各種の地域個体群を保全しているケースが多い。ある希少種が生息・生育する場所には複数の希少種の存在が想定されることから、同時に複数種の希少種を保全できる生態系単位での保全の仕組みとして、自然共生サイトの制度を活用するのが良いのではないか。自然共生サイトの配置やサイト内の絶滅危惧種の構成等の見える化の検討もなされていることから管理もしやすいのではないか。自然共生サイト制度とのリンク、連携を本格的に考えて頂きたい。

吉田委員

・本認定の保護増殖事業 42 件中、地方公共団体が 33 件ということであるが残りはどういう申請者なのか。

>民間の動物園や研究機関である。参考資料 3 参照（環境省谷垣）。

・保護増殖事業の方は認定という制度があるが、生息地等保護区に関してはそういう認定というような制度がなく指定のみなのでなかなか増えないことが一番大きな課題。所謂保護

地域としての生息地等保護区を増やすことが必要な場合に、例えば文化財における国や地方公共団体が積極的に指定する指定文化財というやり方と対象の保持者の方から申請する登録文化財という制度があるように、希少種の生息地についても単に指定だけではなく認定という方法ができればもう少し増えていくのではないか。

・現在登録されている 122 サイトの自然共生サイトのうち、種の保存法に指定されている国内希少野生動植物種が生息しているところはどのぐらいあるのかわかっているか、また都道府県の条例では希少種の指定が中心と思われるが、生息地等保護区に類するような制度を条例上持っているようなところがあるのか、ある程度わかっているならば教えて欲しい。

勢一委員

・希少種指定の増加の有効性評価というところが非常に重要。ネイチャーポジティブ等新しい視点も踏まえ国家戦略も新しくなっている現状において、2030年までに700種を指定するという目標は今なお有効なのか、その実質的な意味がどういうところにあるのかという点について教えて頂きたい。また、希少種指定が進まない原因や課題についてももう少し丁寧に教えて頂きたい。

>700種指定ということが求められた背景としては、レッドリストに掲載されている絶滅危惧種が非常に多い中で、種の保存法で指定されているものが割合として少ないのではないかといたところが発端だったのではないかと思う。その後新たな国家戦略策定等も進捗しているが、国会の付帯決議ということで今なお有効なものと考えている。ただし今回の点検を通し、国内希少野生動植物種指定を進める中での課題があるのであれば提示する必要があると考えている（環境省谷垣）。

・指定区分や制度が複雑になって多くの人が適切に運用できないのであれば制度として厳しいものと思われるが、例えばデジタル化を活用すればより見通しの良い制度や仕組み、運用が軽減される等の有効な改善方策が考えられそうなのか教えて頂きたい。また、このような制度についての議論では比較法的な検討も有用かと思うので、関連する法制度に関する調査などがあつたら紹介頂きたい。

>デジタル化の活用についても検討するが、まずはどのような種を指定していくのか、その指定の考え方の整理といったところから進めていく必要があると考えている（環境省谷垣）。

・他の制度との連携、活用という非常にこれから必要な議論で現状の整理と課題の整理が必要だと思うが、おそらく、既に現場では事実上の連携とか、地域によっては様々な工夫が行われていると思われる。このあたりの優良事例を参照し何か制度の改善、法改正などができればいいと感じた。

・地方公共団体との役割分担とか連携は現場としても重要であるが、人口減少が進む中で地方公共団体としてもマンパワーの確保、特に技術職の確保は相当厳しい状況なので、デジタル技術等の活用により連携分担することができないか等、今後の展開に繋がる調査ができ

るとよい。

石井信夫委員

・分類群によって指定種の割合がかなり低いのもあるので、それはなぜかということも含めて指定されていないことによる影響を評価することで、指定の効果の評価に繋がるのではないか。

・最近指定された特定第二種国内希少野生動植物種等の評価は難しいだろうが、指定されてからだいぶ長い時間が経過しているものについては指定の効果の評価を行うのがよいと思う。

・希少種指定のみの場合と保護増殖事業が策定されているものに何か効果の違いが見られるかを比較できれば、保護増殖事業の効果ということも評価できるのではないか。例えば奄美大島や徳之島でのマングース防除事業や猫管理事業のように、保護増殖事業だけでなく、他の法令に基づく事業の効果も評価できるとよいのではないか。

・他法令とのリンクの現状と今後どうあるべきかという検討を行うことで種の保存法の評価に繋がるのではないか。他法令とリンクしている指定種に関する現状での扱いの実態を把握することで、今後種の保存法で種が指定され場合、関連する他法令ではどのような改正が必要になってくるのか等についても考えを進める事ができるのではないか。種の保存法の弱点として種の絶滅要因となる生息ハビタットの破壊や改変への対抗措置となる生息地等保護区は面積的に非常に狭い指定しかできない現状があるので、その部分は他法令を活用して希少種の保全をしていくことになると思う。

金子委員

・種の保存法の究極の目的は指定種を減らすことであり、増やすことではないはずなので、700種という数字にはこだわらない方がよい。生息状況等の評価に基づいて必要ならば700種を超えることもあるだろうし、必要でなければ700種よりも少なくなるだろうと思う。最初から700種という数字ありきというのはおかしいと思う。

>具体的な視点などもいただいた。本日お答えしきれないご質問への対応含めて、次回以降情報を整理して提示したい（環境省谷垣）。

寺田委員

・保全と流通に分かれているが、流通規制の目的はあくまで保全であり、保全側の議論が流通の議論に役立つと考える。例えば保全側にあがっている特定第二種国内希少野生動植物種の指定効果検証は、特定第二種国内希少野生動植物種特有の流通制度の効果検証とも重なるはずであり、魚類等への特定第一種国内希少野生動植物種の適用の検討という件も事業者で縛るといふ流通規制が保全に繋がるという意義が見えるように思う。このように保全と流通での議論の重なる部分があり、保全への効果からより俯瞰的に効果的な流通規制

の制度設計や、運用のコツが見えるのではないか。今後検討会を進める中で保全と流通の議論の共有が大切と考える。

>本会議では保全、流通と分けて会議を開催するが、流通規制についても最終的な目標は種の保存なので、両者に関わりそうな部分については積極的に両方の会議で議論ができるよう配慮して進めていきたい（環境省田邊）。

野田委員

・認定動物園の制度ができて5年で15件というのは少ない印象である。認定を受けることによるメリットをもっと押し出していくことで、より多くの施設の協力を仰げるものと予想される。

・環境省として国際希少野生動植物種の域外保全についてはほぼノータッチの状態だと思うが、認定動物園での国際希少野生動植物種保全についても情報収集と記録、国民に向けた発信をして頂けると現場のモチベーションが上がると思う。

【流通】

環境省から資料 3-2 に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の前回、前々回改正以降の特に流通管理、流通規制に関する施行状況の概要、想定される課題認識や論点について説明（環境省田邊）。

（意見）

西野委員

・希少種の指定種数が増加し、認定手続きも複雑化しているなか、商業目的、流通の観点からいうと、取り扱える種や取り扱える事業者を少し絞っていく観点から検討できると良い。既に届け出制になっている等で事業者リストは公開されていると思うが、消費者側からも持続可能な形で希少種を扱っている事業者なのか、国民によりわかりやすい形で示していく必要があるだろう。国際希少野生動植物種については、ワシントン条約の付属書改正によりカテゴリーが変わったことで、国内への輸出入のタイミングで見ていくポイントが変わっていくというのが複雑化しているゆえんだと思うので、そもそも扱える事業者自体の制度、仕組みができるといいのではないか。

・商業目的での飼育繁殖を伴う希少種所持、特に事業者についてはもう少し整理、区別化し、しっかりした仕組みができると良いのではないか。併せて生きた動物を扱っている他法令での状況の整理等もして頂けると良い。

・国際希少野生動植物種の象牙やべっこうといったものの流通に関しては過去から議論されてきたが、前回の種の保存法改正の付帯決議の中でも国際状況を鑑みて抜本的な見直しをすべきと記載され国内市場のあり方が問われていると思うので、今回の全形牙の放射性炭素年代測定の効果検証等を踏まえ、管理方法をいま一度見直すかどうかを含め検

討いたきたい。

生貝委員

- ・オンラインでの流通ではデジタルプラットフォーム、特にオンラインマーケットプレイスの上で行われ、それら EC 事業者の自主的な取り組みが進んでいると認識している。それらオンラインプラットフォーム上で流通している取引数やその増減、削除状況等の実態データの把握、プラットフォーム流通に関わる事業者との情報共有はなされているのか。デジタルプラットフォームあるいは EC 事業者に何をしてもらうか、何を削除してもらうかというだけではなくて、どのような体制を作って対応しているか等特に必要な情報を共有してもらうことが施行状況を正しく評価するという意味でも非常に重要と考える。
- ▷デジタルプラットフォームとの情報共有については、意見交換会を開始したところであり、今後は、種の保存法の運用状況や、流通トレンドの把握等情報共有すべき内容の精査を進めてゆきたいと考えている。取引監視の現状としては、担当者レベルではあるが、環境省側から削除等の措置も含め、プラットフォームによる自主的な取組に対して協力依頼をしている状況である。(環境省田邊)。
- ・コンテンツモデレーションに関する法制は世界的にも現在進行中の事案であり、例えば典型的な一番大きいものとしてはヨーロッパのデジタルサービス法がまさにこのような領域にも非常に深く関わるものである。国内法では今国会に提出されているプロバイダ責任制限法の大規模な改正が成立した場合は、希少種の取引にも少なからず関わってくると思われる。今後そのような比較法、あるいは国内の関係法令を少し広めに見ながらの議論をしても良いかと思う。

野田委員

- ・国際希少野生動植物種の登録手続きに関連したペットホテルへの預けや、高齢で飼いきれなくなったものの扱いについて問題が生じているということであるが、これらはいわゆる商業取引のやり取りとは分けた枠組みで何らかのルールを作る必要があると感じており、今後議論が必要と思う。
- ・資料でそれぞれ輸入差し止め等の件数、検挙状況をあげているが、全ての輸入品目中どれだけ違反があったのか等犯罪全体の中での検挙割合を出さないと、全体の市場規模の増減に対して違法なものの割合がわかりにくいので、そういうデータを入手できれば提示いたきたい。

金子委員

- ・参考資料 1 の付帯決議において国際情勢を踏まえ、世界的な潮流等の文言があり、これらはワシントン条約との関係を指すものと思うが、ワシントン条約での決定が必ずしも正しいとは限らないので注意が必要だと思う。

勢一委員

- ・厳罰化によって現場では逆に罰則を適用しにくくなるような所謂執行の欠缺と言われる局面もありうると思うので、違反がどのくらいあって実際に罰則がどういう適用状況になっているのか、それらの実態についてももう少しわかりやすく具体的な数等を示していただけるとありがたい。
 - ・登録手続きとも共通した問題点と思われるが、許認可の申請が保全活動の手続きの負担となっている点について、情報の共有が主目的であれば情報連携をすれば事足りるはずなので、例えばデジタル活用による負担軽減や手続きの効率化の有効性、それらの活用可能性といった観点から現状の整理をお願いしたい。
- ＞デジタル化については、環境省本省の譲渡し等の許認可手続きにおける押印署名の廃止やメールの活用等一定程度の技術的な簡素化を進めているが、その他、種の保存法に基づく認定動植物園や保護増殖事業に関する手続きの簡素化のようなソフト面での緩和等を検討できればと思う（環境省田邊）。

遊川委員

- ・植物の場合種数が非常に多く、場合によっては科レベルでの認識が研究者によっても異なり使用する名前が一致していない等、分類上の不安定さに基づく名称の問題が存在する。この問題は、販売目的ではない例えば植物園等で展示等において非意図的に違法状態になっていることに繋がっているので、きちんとリテラシーを広げていくといった対応が必要かと思う。
- ・ABS（遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）の場合は、ABSに関する質問に研究者が回答してくれる相談窓口が国立遺伝学研究所内にある。今後種の保存法やワシントン条約についてもそのようなわからない事案に関し相談できる仕組みができるとありがたい。

3. その他

環境省から今回のまとめと次回以降の進め方の概要説明等。

以上